

平成16年7月12日
経済産業省

自動車リサイクル法に基づくリサイクル料金の 具体的な金額について

リサイクル料金の具体的な金額について、本日の産業構造審議会・中央環境審議会自動車リサイクル合同会議において、事務局よりリサイクル料金の水準を報告した。

1. 来年1月1日に本格施行となる自動車リサイクル法においては、使用済自動車から発生するシュレッダーダスト（使用済自動車の解体・破砕後に残る廃棄物）、エアバッグ類、フロン類の3品目を自動車メーカー・輸入業者が引き取ってリサイクルすることとなっている。
2. 上記3品目のリサイクルに必要な費用については、自動車メーカー・輸入業者がリサイクル料金として設定・公表し、これを自動車所有者に原則新車購入時にご負担頂くもの。
3. リサイクル料金の具体的な金額については、各自動車メーカー・輸入業者から今後順次公表されていくこととなるが、本日の産業構造審議会・中央環境審議会自動車リサイクル合同会議において、事務局より国内自動車メーカー各社からリサイクル料金の水準についてヒアリングを行った結果をまとめた上でリサイクル料金の水準を報告した。

(本発表資料のお問い合わせ先)

製造産業局自動車課

担当者：宮本企画官、金指補佐、佐久間

電話：03-3501-1511（内線 3831）

03-3501-1690（直通）

自動車リサイクル法に基づくリサイクル料金の具体的な金額について

平成16年7月12日
経済産業省自動車課

1. 自動車リサイクル法に基づくリサイクル料金について

来年1月1日に本格施行となる自動車リサイクル法においては、使用済自動車から発生するシュレッダーダスト（使用済自動車の解体・破碎後に残る廃棄物）、エアバッグ類、フロン類の3品目を自動車メーカー・輸入業者が引き取ってリサイクルすることとなっている。

上記3品目のリサイクルに必要な費用については、自動車メーカー・輸入業者がリサイクル料金として設定・公表し、これを自動車所有者に原則新車購入時（詳細は下表）にご負担頂くもの。

[リサイクル料金の預託時点]

自動車の種類	預託時点
来年1月1日以降新たに販売される新車	新車購入時
来年1月1日の時点で既に販売されている既販車	来年1月1日以降車検等を受けるもの 車検等時
	来年1月1日以降車検等を受けずに廃車されるもの 引取業者に引き渡す時 (廃車時)

車検等とは、継続検査、構造等変更検査、中古新規登録・検査のことをいう。

2. リサイクル料金の具体的な金額について

リサイクル料金の具体的な金額については、各自動車メーカー・輸入業者から今後順次公表されていくこととなるが、本日の産業構造審議会・中央環境審議会自動車リサイクル合同会議において、事務局より国内自動車メーカー各社からリサイクル料金の水準についてヒアリングを行った結果をまとめた上でリサイクル料金の水準を報告したところ。

報告の内容は以下の通り。

自動車の種類	3品目のリサイクル料金の合計額の水準
軽・小型乗用車（コンパクトカー） エアバッグ類4個、エアコン有り	7千円～1万6千円程度
普通乗用車 エアバッグ類4個、エアコン有り	1万円～1万8千円程度
中・大型トラック エアバッグ類2個、エアコン有り	1万円～1万6千円程度
大型バス エアバッグ類2個、エアコン有り	4万円～6万5千円程度

以上は、代表的なりサイクル料金のイメージであり、この水準と異なるリサイクル料金となることもあり得る。

自動車の所有者は上記3品目のリサイクル料金に加え、以下の料金を合わせてお支払い頂くこととなっている。

- ・情報管理料金：使用済自動車の流れを電子情報で管理するために必要な料金
- ・資金管理料金：リサイクル料金の収納や管理に必要な料金

これについては、自動車リサイクル法に基づく指定法人である（財）自動車リサイクル促進センターが経済産業大臣・環境大臣の認可を受けた上で設定・公表するもの。現在認可申請を受けている状況であり、その水準は以下の通り。

[リサイクル料金の預託時点]

料金の種類	預託時点	
	新車購入時	車検等時・廃車時
資金管理料金	380円	480円
情報管理料金	130円	130円
合計	510円	610円

3 . 今後の予定

7月12日：産業構造審議会・中央環境審議会の自動車リサイクル合同会議において、リサイクル料金の水準を報告

7月中旬以降：自動車メーカー・輸入業者各社より、リサイクル料金の具体的金額が順次公表

来年1月1日：自動車リサイクル法本格施行

4 . 連絡先

本件については、以下までご連絡下さい。

経済産業省自動車課：宮本、金指

電話番号：03 - 3501 - 1690